

# 神奈川県行政書士会 横浜中央支部役員等選出規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、神奈川県行政書士会横浜中央支部規則（以下「支部規則」という。）第5条に定める役員を選出を公正に行うため、必要な事項を定める。

(役員を選出)

第2条 役員を選出は次の方法による。

1 支部長は、支部臨時総会における選挙、または郵送投票による選挙（以下「支部長選挙」という。）の当選者を、その後最初に開催される支部定時総会において承認することによって選出する。選出方法については、支部臨時総会による場合は「神奈川県行政書士会役員等選出規則」を準用し、郵送投票による場合は「本規則」の定めによる。

2 前項に定める支部長選挙の立候補届出者がいない場合は、本規則第29条に定める「支部長等予定者指名委員会」が指名し、その後最初に開催される支部定時総会において承認された者を支部長とする。

3 副支部長、会計及び幹事については、支部長が選任し、その後最初に開催される支部定時総会における承諾を以て選出する。

4 監事は、本規則第29条に定める「指名委員会」が指名し、その後最初に開催される支部定時総会における承諾を以て選出する。

(選挙権者)

第3条 選挙権を行使することのできる者は、選挙告示日において現に支部に所属している「個人会員」とする。但し、選挙告示日における会費滞納者は除く。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第4条 選挙事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第5条 委員会は次の各号に定める事務を管理する。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補届出及び立候補辞退の届出受理
- (3) 選挙広報の発行
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 当選者の確定
- (6) その他選挙事務の管理に必要な事項

(委員の選任)

第6条 支部長は、支部役員会の承認を得て、任期満了の120日前までに選挙管理委員を委嘱する。

2 委員は当支部の役員以外の個人会員の中から選ばなければならない。

(委員会の委員等)

第7条 委員会に委員長1人、副委員長2人、委員5人を置く。

2 委員長は委員のうちから互選する。

3 委員長は委員会を代表し、その事務を統轄する。

4 副委員長は委員長の指名によるものとする。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、支部長が招集する。

2 委員会の議事は、全委員の3分の2以上が出席して、その過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の運営については、委員会の決定に委ねるものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、当該選挙の後最初に開催される支部定時総会の終結のときまでとする。

(委員の資格喪失)

第10条 委員が役員候補者になったときはその資格を喪失する。

(選挙の告示)

第11条 委員会は第1号様式の支部長選挙に関する告示に従って、以下に定める選挙日程等を個人会員に通知しなければならない。

(1) 告示 支部長の任期満了日の100日前までに行う。

(2) 立候補届出期間 告示日より40日間とする。

(3) 選挙広報 (郵送投票による場合は、投票用紙を含む)の配布 立候補辞退の締め切りから7日以内

(4) 投票受付 選挙広報配布開始の日から14日間

(5) 開票 投票締め切りから3日以内

(6) 開票結果公示 開票翌日より支部ホームページにおいて公表する。

(選挙広報)

第12条 委員会は、選挙広報を調製し、第9号様式の表紙に支部長立候補届(「別紙」も含む)の写しとともに(郵送投票の場合は投票用紙とともに)、投票締め切りの14日前まで個人会員に発送する。

2 前項の写しの添付の順序は、立候補届出の受付順とする。

3 選挙広報の送付先は、発送時における個人会員の届出事務所とし、事務所移転の変更登録申請未了を理由とする選挙広報不到達に対する異議は一切受け付けないものとする。

4 前項の他必要な事項は、委員会で定める。

(事務の分掌)

第13条 委員会の事務は、支部会員に分掌せしめることができる。

### 第3章 立候補届出等

(支部長選挙立候補の届出)

第14条 支部長選挙に立候補する者は、第11条第2号で定められた届出期間内に支部長立候補届(第2号様式)及び当支部会員5名分の推薦状(第3号様式)、役員候補者(7名以上)の役員候補同意書(第4号様式)を委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。

2 立候補届出の日時及び場所、その他届出受理に関する事項については、委員会で定めるものとする。

(推薦者)

第14条の2 前条第1項の推薦状により支部長立候補者を推薦する者(以下「推薦者」という。)は、本規則第3条の個人会員に限るものとする。

2 推薦者は、推薦状の氏名欄に自署し、職印を押印しなければならない。

3 個人会員は、複数の支部長候補者に対して推薦者となることはできない。

4 推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。

(支部長立候補者及び推薦者の資格)

第15条 神奈川県行政書士会会則第15条(個人会員の処分の種類)の適用を受けているものは、支部長立候補者及びその推薦者には、なれないものとする。

(支部長候補者の所信表明)

第16条 支部長立候補者が所信表明をしようとするときは第12条に定める選挙広報によらなければならない。

2 選挙広報に、別紙にて、所信表明を掲載しようとする候補者は、立候補届出の際に、その原稿(A4判一葉1,000字以内)を提出しなければならない。

(立候補辞退の届出)

第17条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、立候補締め切りから7日以内に支部長候補辞退届(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

## 第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

第18条 支部臨時総会を開催しない場合の選挙は、郵送投票の方法により行う。

2 投票は1人1票とし、単記無記名とする。

3 郵送投票先は選挙管理委員長とし、選挙管理委員長は開票期日まで、投票用紙を投票箱に保管し、他に見せてはならない。

4 開票は開票日に選挙管理委員及び立候補者立ち会いの下、選挙管理委員長が開票を行う旨を宣言した後に、委員会に選挙事務をつかさどらしめる。但し候補者の出席は、任意とする。

(投票用紙)

第19条 委員会は、選挙管理委員長の職印を押印した投票用紙を調製しておかなければならない。

(投票用紙の再発行)

第20条 委員会は、投票用紙の同封漏れがあった場合は、速やかに再発行をする。

(投票用紙の記載方法)

第21条 投票は選挙しようとする者の氏名を記載して郵送により投票する。

(投票の締切)

第22条 委員会は、投票期間を告示して、その旨を選挙権者に通告しなければならない。

(無効投票)

第23条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 本規則第19条所定の投票用紙を用いなかったもの
- (2) 委員会において被選挙権者が確認できなかったもの
- (3) 候補者名を2人以上連記したもの
- (4) 候補者名以外の事項を記載あるいは併記したもの
- (5) 期日を過ぎて到着したもの

(開票)

第24条 開票は、開票期日に、予め定められた場所で、委員会が行う。

(当選者の確定)

第25条 最高得票者を当選者とする。最高得票者が同数いた場合は、候補者立ち会いの下、抽選により当選者を決する。

(無投票当選)

第26条 候補者が1名の場合には、投票を行わず、その者を当選者とする。

(開票の結果の報告)

第27条 当選者が確定したとき、委員長は次の事項を支部ホームページに掲載するとともに、開票後に初めて招集される支部定時総会において報告しなければならない。

- (1) 投票総数
- (2) 有効投票数
- (3) 無効投票数
- (4) 候補者別の得票数
- (5) 当選者の氏名

2 支部ホームページにおける上記事項の掲示は、開票翌日より3日間以上とする。

3 委員会は、当選者に対し当選証書(第6号様式)を交付するものとする。

(就任承諾)

第28条 当選者は、支部長の任期満了の1ヶ月前までに支部長就任承諾書(第7号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 支部長予定者から選任された各役員予定者は、支部長の任期満了の1ヶ月前までに役員就任承諾書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

3 支部長予定者及び役員予定者は、選挙後最初に開催される支部定時総会において承認を得るものとする。

## 第5章 支部長等予定者指名委員会

(支部長等予定者の指名)

第29条 本規則第2条第1項に定める支部長選挙の立候補届出者がいない場合における支部長予定者及び監事予定者（以下「支部長等予定者」という。）を指名するため、支部長等予定者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

2 指名の期限は、支部長選挙の投票締切り日までとする。

（指名委員会の組織及び委員の任期）

第30条 指名委員会は、支部長、副支部長、（削除）相談役、監事の7名以内で組織する。

2 指名委員の任期は、その後最初に開催される支部定時総会終了のときまでとする。

（指名委員会の議事）

第31条 本規則第7条第2項乃至第5項及び第8条の規定は、指名委員会に準用する。

（指名委員の資格）

第32条 指名委員は、他の役職を兼ねることを妨げない。但し、指名委員自らが支部長の候補となる意思を表明したときは、その資格を失う。

（指名委員会の職務）

第33条 指名委員会は、本規則第11条により告示する立候補届出又は立候補辞退の届出期間終了後7日以内に開催し、指名した支部長等予定者の氏名を、支部長選挙の投票開票日までに選挙管理委員長に通知しなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、開催日に関してはこの限りではない。

2 指名された支部長予定者は、役員予定者を選任し、支部長の任期満了の1ヶ月前までに第28条の手続を行うものとし、選挙管理委員長は第27条第1項の規定に準じて支部会員へ報告するものとする。

## 第6章 選挙運動

（選挙運動の倫理）

第34条 この規則に基づく選挙のための運動は公明正大を旨とし、支部会員としての品位をしてはならない。

## 第7章 補 則

（投票用紙の様式）

第35条 選挙の投票用紙の様式は、第10号様式とする。

附 則

~~この規則は、平成28年5月24日から施行する。~~

~~この規則は、平成29年10月31日から施行する。~~

~~この規則は、平成30年12月1日から施行する。~~

この規則は、平成31年4月12日から施行する。

## 支部長選挙に関する告示

神奈川県行政書士会横浜中央支部役員等選出規則第11条に基づく支部長選挙について次のとおり告示する。

区 分	内 容
立候補届出 の受付期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
立候補届出場所	
選挙広報及び 投票用紙配布予定	年 月 日（ ）発送予定
投票の方法	郵送により投票とする
投票期間	年 月 日（ ）～ 月 日（ ）当日消印有効
郵 送 先	横浜中央支部選挙管理委員長
開票日及び開票場所	年 月 日（ ） 時
開票結果の告知	横浜中央支部HPに開票翌日より3日間以上掲示する

年 月 日

神奈川県行政書士会  
横浜中央支部選挙管理委員会  
(委員長職印)

支部長立候補届

年 月 日

神奈川県行政書士会  
横浜中央支部選挙管理委員会 御中

立候補者氏名 生年月日		顔写真 最低3×4cm
事務所所在地 電話番号		
行政書士会入会 年月日及び年数		
行政書士としての 略 歴		
立候補所信		
推薦者氏名	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
役員候補者氏名	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
上記のとおり支部長立候補を届け出ます。		
立候補者氏名		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">職 印</div>

- 注 ①行政書士としての略歴及び立候補所信は別紙とすることができる。  
 ②行政書士としての略歴に、単位会（支部役員を含む）、地方協議会（旧地方本部）、日行連の役員及び委員の略歴を記載することができる。  
 ③立候補所信を別紙に記載するときは、A4版一葉1000字以内とする。

## 推 薦 状

候補者 \_\_\_\_\_ 殿

この度の神奈川県行政書士会横浜中央支部の支部長選挙にあたり、  
私は貴殿を支部長候補者として適任と認め推薦します。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

推薦者の事務所所在地

神奈川県 \_\_\_\_\_

推薦者の氏名 \_\_\_\_\_ 職印

---

（注意事項）

- ①推薦者は、氏名欄に自署し職印を押印しなければなりません（神奈川県行政書士会横浜中央支部役員等選出規則第14条の2第2項）。
- ②複数の支部長候補者に対して推薦者となることはできません（同規則第14条の2第3項）。

役員候補同意書

年 月 日

神奈川県行政書士会  
横浜中央支部長殿

予定役職名

事 務 所  
所 在 地

氏 名

職  
印

私儀 年 月 日神奈川県行政書士会横浜中央支部の役員候補に  
選任されましたので、候補者当選のあかつきには役員就任を承諾いたします。



第5号様式（第17条関係）

## 支部長候補辞退届

年 月 日

神奈川県行政書士会  
横浜中央支部選挙管理委員会 御中

事務所  
所在地  
  
氏 名

職  
印

私儀支部長候補として 年 月 日届け出ましたが（何々により）  
候補を辞退いたします。

# 当 選 証 書

氏 名 殿

あなたは 年 月 日施行の神奈川県行政書士会  
横浜中央支部長選挙において当選されました。よってその証とし  
て本証書を交付します

年 月 日

神奈川県行政書士会横浜中央支  
部選挙管理委員会  
委員長 氏 名

職  
印

第7号様式（第28条第1項関係）

## 支部長就任承諾書

年 月 日

神奈川県行政書士会横浜中央支部  
選挙管理委員会 御中

事務所  
所在地

氏 名

職  
印

私儀 年 月 日神奈川県行政書士会横浜中央支部長に選任（指名）  
されましたのでその就任を承諾いたします。

## 役員就任承諾書

年 月 日

神奈川県行政書士会  
横浜中央支部長殿

所属支部名

事務所  
所在地

氏 名

職印

私儀 年 月 日神奈川県行政書士会横浜中央支部 \_\_\_\_\_ に  
選任されましたのでその就任を承諾いたします。

注 空欄に各役職名を記載するものとする。

年 月 日

神奈川県行政書士会横浜中央支部  
選挙管理委員会  
（職印省略）

神奈川県行政書士会横浜中央支部  
役員等選出規則 第12条に基づく  
支部長選挙広報

第10号様式（第35条関係）

候補者氏名	支部長選挙投票用紙 横浜中央支部
-------	---------------------

（注）サイズはA5以内とし、用紙はやや厚手のものとして、印刷する。

※不正防止の観点より、複製防止対策を取るか、記名、職印押印等の措置を講ずること。